

- 1 公示番号 東共第29号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	こんぶ漁業	1月 1日から 12月31日まで	えぞぼらかい漁業	1月 1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	たご漁業	"
	あわび漁業	"	なまこ漁業	"
	もすそかい漁業	"	うに漁業	"
	ほたてかい漁業	"	ほや漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先

(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の巖部川尻に設置した

標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した

標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛

その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月 1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底連網漁業	"
第 3 種 共同漁業	さけ刺網漁業	9月 1日から翌年1月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	もすそかい・えぞぼらかい電漁業	"
	たご電漁業	"
	あいなめ電漁業	"
	いわし地びき網漁業	5月 1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字野牛地先

(3) 漁場の区域 次の基点第15号、ア、イ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第15号 青森県下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の巖部川尻に設置した

標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した

標柱

ア 基点第15号から真方位328度3, 700メートルの点

イ 基点第16号から真方位356度30分3, 700メートルの点

基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛

その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

① 漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次のとおりとする。

さけ・ます小型定置網漁業 10ヶ統以内  
さけ刺網漁業 40ヶ統以内

② かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第31号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えぞぼらがいがい漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	〃	たご漁業	〃
	あわび漁業	〃	なまこ漁業	〃
	かき漁業	〃	うに漁業	〃
	ほたてがいがい漁業	〃	ほや漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜の平及び大字大  
利地先

(3) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
- ア 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点  
イ 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点
- 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜の平、字石持山、字  
外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第32号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのいか・たなご・かれいノリ型定置網漁業	〃
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	〃
	さけ刺網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	そい・たなご・かれい刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	えぞぼらがいがい電漁業	〃
	あいなめ電漁業	〃
	たご電漁業	〃

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜の平及び大字大  
利地先

(3) 漁場の区域 次の基点第16号、ア、イ及び基点第17号の各点を順次に結んだ線と  
最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第16号 青森県下北郡東通村大字野牛と大字蒲野沢との境の稲崎川尻に設置した標柱
- ア 基点第16号から真方位356度30分3、700メートルの点  
イ 基点第17号から真方位15度3、700メートルの点
- 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ビツケ川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡東通村大字蒲野沢字石持、字千鳥道、字浜の平、字石持山、字  
外畑、字ホヤケ平、字稲崎、字大久保及び大字大利
- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業及びさけ刺網漁業の統数は、次の  
とおりとする。  
さけ・ます小型定置網漁業 7ヶ統以内  
さけ刺網漁業 38ヶ統以内

- 1 公示番号 東共第33号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	なまご漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	うに漁業	"
	あわび漁業	"	ほや漁業	"
	かき漁業	"	えらご漁業	"
たご漁業	"	"	"	"

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びゴの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱
- ア 基点第17号から真方位15度3, 700メートルの点
- イ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点
- ウ 青森県むつ市と下北郡大畑町との境に設置した標柱
- 基点第18号 青森県むつ市大字関根宇水川目605番の四等三角点砂鉄場(北緯41度21分2.937秒、東経141度15分9.966秒、日本測地系)から真方位314度38分13秒2, 139メートルの点
- エ ウから真方位30度444メートルの点
- オ エから真方位300度80メートルの点
- カ オから真方位30度98メートルの点
- カ カから真方位120度112メートルの点
- ク キから真方位80度940メートルの点
- ク キから真方位120度80メートルの点
- ケ ケから真方位210度1, 123メートルの点
- コ ケから真方位210度1, 123メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
えぞほらかい籠漁業	うに籠漁業	4月1日から7月31日まで
たご籠漁業	えぞほらかい籠漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先

(3) 漁場の区域 次の基点第17号、ア、イ及び基点第18号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ及びゴの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第17号 青森県下北郡東通村とむつ市との境の小ピツケ川尻に設置した標柱
- ア 基点第17号から真方位15度3, 700メートルの点
- イ 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点
- ウ 青森県むつ市と下北郡大畑町との境に設置した標柱
- 基点第18号 青森県むつ市大字関根宇水川目605番の四等三角点砂鉄場(北緯41度21分2.937秒、東経141度15分9.966秒、日本測地系)から真方位314度38分13秒2, 139メートルの点
- エ ウから真方位30度444メートルの点
- オ エから真方位300度80メートルの点
- カ オから真方位30度98メートルの点
- カ カから真方位120度112メートルの点
- ク キから真方位80度940メートルの点
- ク キから真方位120度80メートルの点
- ケ ケから真方位210度1, 123メートルの点
- コ ケから真方位210度1, 123メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、7ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 東共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ちがいそ漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	えごのり漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	たご漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	なまこ漁業	"
	つのまた漁業	"	うに漁業	"
	でんぐさ漁業	"	ほや漁業	"
	まつも漁業	"	えらこ漁業	"
	ひじき漁業	"		"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第18号 青森県むつ市と下北郡大畑町との境に設置した標柱
  - ア 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点
  - イ 基点第19号から真方位37度30分3, 700メートルの点
- 基点第19号 青森県下北郡大畑町と風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大畑町
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第36号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ籠漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大畑町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第18号、ア、イ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第18号 青森県むつ市と下北郡大畑町との境に設置した標柱
  - ア 基点第18号から真方位45度30分3, 700メートルの点
  - イ 基点第19号から真方位37度30分3, 700メートルの点
- 基点第19号 青森県下北郡大畑町と風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大畑町
- 6 その他
  - (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
  - (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ・ます小型定置網漁業の統数は、10ヶ統以内に限る。

1 公示番号 東共第37号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ちがいで漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あわび漁業	"
	あまのり漁業	"	いかい漁業	"
	ふのり漁業	"	くぼがい漁業	"
	あかば漁業	"	たご漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	なまご漁業	"
	つのまた漁業	"	うに漁業	"
	てんぐさ漁業	"	はや漁業	"
	まつも漁業	"	えらご漁業	"
	ひじき漁業	"	"	"

(2) 漁場の位置

青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先  
次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 青森県下北郡大畑町と風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

ア 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点

イ ウから真方位7度3、700メートルの点

ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

1 公示番号 東共第38号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ・ます小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのりか・こうなご・たなご小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	せい・たなご刺網漁業	"
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで	"
たご籠漁業	1月1日から12月31日まで	"

(2) 漁場の位置

青森県下北郡風間浦村大字下風呂地先  
次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号 青森県下北郡大畑町と風間浦村との境の大赤川尻に設置した標柱

ア 基点第19号から真方位37度30分3、700メートルの点

イ ウから真方位7度3、700メートルの点

ウ 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

ク 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻、通称滝の下に設置した標柱

エ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家に建設の東側防波堤の東側基部

オ エから東側防波堤の東側に沿い28メートル北方の同堤側線上の点

カ 青森県下北郡風間浦村大字下風呂宇家の尻2の1に設置した標柱から

真方位3度25メートルの点

キ クから真方位351度30分15メートルの点

- 1 公示番号 東共第39号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	もずく漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	あわび漁業	"
	あまのり漁業	"	いわい漁業	"
	ふのり漁業	"	くぼかい漁業	"
	あかば漁業	"	かき漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	たご漁業	"
共同漁業	つのまた漁業	"	なまご漁業	"
	でんぐさ漁業	"	うに漁業	"
	まつも漁業	"	ほや漁業	"
	ひじき漁業	"	えらご漁業	"
	ちがいそ漁業	"	いわむし漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第20号 青森県下北部風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱
- ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点
  - イ アから真方位7度3, 700メートルの点
  - ウ 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点
- 基点第21号 青森県下北部風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の赤石に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北部風間浦村大字易国間
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第40号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ小型定置網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かわい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご刺網漁業	"
共同漁業	うに籠漁業	"
	たご籠漁業	"

(2) 漁場の位置 青森県下北部風間浦村大字易国間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第20号、ア、イ、ウ及び基点21号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第20号 青森県下北部風間浦村大字下風呂と大字易国間との境の赤石に設置した標柱
- ア 基点第20号から真方位9度15分98メートルの点
  - イ アから真方位7度3, 700メートルの点
  - ウ 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点
- 基点第21号 青森県下北部風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の赤石に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北部風間浦村大字易国間
  - 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 東共第41号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	あわび漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	くぼかい漁業	"
	あまのり漁業	"	かき漁業	"
	ふのり漁業	"	えぞぼらかい漁業	"
	あかば漁業	"	たご漁業	"
第1種 共同漁業	ぎんなんそう漁業	"	なまこ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	うに漁業	"
	まつも漁業	"	ほや漁業	"
	ひじき漁業	"	えらご漁業	"
	ちがいそ漁業	"	いわむし漁業	"
もずく漁業	"			

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

ア 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

イ 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦

6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第42号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	さけ小型定置網漁業	9月1日から翌年1月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご・あいなめ刺網漁業	"
	ひらめ刺網漁業	"
第2種 共同漁業	あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	えぞぼらかい籠漁業	"
たご籠漁業		"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦地先

(3) 漁場の区域 次の基点第21号、ア、イ及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第21号 青森県下北郡風間浦村大字易国間と大字蛇浦との境の称和石に設置した標柱

ア 基点第21号から真方位26度30分3, 700メートルの点

イ 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点

基点第22号 青森県下北郡風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱

3 免許予定日 平成15年9月1日

4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで

5 関係地区 青森県下北郡風間浦村大字蛇浦

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

漁場の区域内に敷設するさけ小型定置漁業の統数は、4ヶ統以内に限る。

- 1 公示番号 東共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えごりのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	ほんだわら漁業	"
	あまのり漁業	"	つるあらめ漁業	"
	ふりのり漁業	"	あわび漁業	"
	あかば漁業	"	いがい漁業	"
	ぎんなんそう漁業	"	さざえ漁業	"
	つのまた漁業	"	えぞほらかい漁業	"
	てんぐさ漁業	"	たこ漁業	"
	まつも漁業	"	なまこ漁業	"
	ひじき漁業	"	うに漁業	"
ちがいで漁業	"	ほや漁業	"	
もずく漁業	"	いわむし漁業	"	

(2) 漁場の位置 青森県下北部大間町大字大間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第22号 青森県下北部風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
  - ア 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点
  - イ 青森県下北部大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3, 700メートルの点
  - ウ 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点
  - 基点第23号 青森県下北部大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北部大間町大字大間
  - 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりのいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれない・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご刺網漁業	"
	かれない・ひらめ刺網漁業	"
	さめ・たら・あんこう刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
うに籠漁業		1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北部大間町大字大間地先

(3) 漁場の区域 次の基点第22号、ア、イ、ウ及び基点第23号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第22号 青森県下北部風間浦村と大間町との境の川中石に設置した標柱
  - ア 基点第22号から真方位38度30分3, 700メートルの点
  - イ 青森県下北部大間町弁天島北端に設置した標柱から真方位342度30分3, 700メートルの点
  - ウ 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点
  - 基点第23号 青森県下北部大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県下北部大間町大字大間
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 かれない・ひらめ刺網漁業の自合は、3寸5分以上とする。



- 1 公示番号 東共第45号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	えごのり漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	ほんだわら漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	さざえ漁業	"
	あかば漁業	"	たこ漁業	"
	つのもた漁業	"	なまこ漁業	"
	てんぐさ漁業	"	うに漁業	"
	ひじき漁業	"	ほや漁業	"
	ちがいそ漁業	"	いわむし漁業	"
	もずく漁業	"	"	"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

- ア 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- イ 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- 基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご刺網漁業	"
	かれい・ひらめ刺網漁業	"
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	うに籠漁業	1月1日から12月31日まで
たこ籠漁業	"	"
あいなめ籠漁業	"	"

(2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字奥戸地先

(3) 漁場の区域 次の基点第23号、ア、イ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第23号 青森県下北郡大間町大字大間と大字奥戸との境の迎人石に設置した標柱

- ア 基点第23号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- イ 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- 基点第24号 青森県下北郡大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字奥戸
- 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第47号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から 12月31日まで	ほんだわら漁業	1月1日から 12月31日まで
	わかめ漁業	"	うみぞうめん漁業	"
	あまのり漁業	"	あわび漁業	"
	ふのり漁業	"	いかい漁業	"
	つのまた漁業	"	くぼがい漁業	"
	てんぐさ漁業	"	さざえ漁業	"
	まつも漁業	"	たこ漁業	"
	ひじき漁業	"	なまこ漁業	"
	もずく漁業	"	うに漁業	"
	えこのり漁業	"	ほや漁業	"

- (2) 漁場の位置 青森県下北部佐井村地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第24号 青森県下北部大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
- ア 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- イ 青森県下北部佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- ウ 青森県下北部佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- エ 青森県下北部佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- オ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点
- 基点第25号 青森県下北部佐井村と脇野沢村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北部佐井村
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第48号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ小型定置網漁業	"
	かれい・ひらめ・たなご底建網漁業	"
	そい・たなご刺網漁業	"
	さめ・たら刺網漁業	11月1日から翌年6月30日まで
	かれい刺網漁業	2月1日から8月31日まで
	ひらめ刺網漁業	5月1日から7月31日まで
	うに罾漁業	1月1日から12月31日まで
	もずそがい・えぞほらい罾漁業	"
	たこ罾漁業	"
あいなめ罾漁業	"	

- (2) 漁場の位置 青森県下北部佐井村地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第24号 青森県下北部大間町と佐井村との境の津鼻崎に設置した標柱
- ア 基点第24号から真方位270度30分3, 700メートルの点
- イ 青森県下北部佐井村大字佐井字矢越、上の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- ウ 青森県下北部佐井村大字長後字福浦、下の崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- エ 青森県下北部佐井村大字長後字牛滝、焼山崎に設置した標柱から真方位282度30分3, 700メートルの点
- オ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点
- 基点第25号 青森県下北部佐井村と脇野沢村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北部佐井村
- 6 その他 (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
かれい刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東共第49号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	うに籠漁業	1月1日から5月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡大間町大字大間地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びビアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域  
ア 基点第22号(青森県下北郡大間町と風間浦村との境の川中右に設置した標柱)から真方位38度30分3、700メートルの点  
イ エ(下北郡大間町弁天島北端に設置した標柱)から真方位15度30分3、700メートルの点  
ウ エから真方位342度30分3、700メートルの点  
平成15年9月1日
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 関係地区 青森県下北郡大間町大字大間
- 6 その他 この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。

- 1 公示番号 東共第50号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市及び百石町地先
  - (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビアの各点を順次に結んだ線とによって囲まれた区域  
ア ウ(基点第6号(青森県上北郡百石町下川原24番地の1に設置した標柱)から真方位67度30分21.5メートルの点)から真方位67度30分5、200メートルの点  
イ 基点第7号(青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱)から真方位67度30分5、600メートルの点  
ウ キ(青森県三沢市大字三沢、塩釜灯台中心点)から真方位78度30分5、800メートルの点  
エ キから真方位78度30分2、800メートルの点  
オ 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点  
カ ウから真方位67度30分2、200メートルの点  
平成15年9月1日
  - 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 関係地区 青森県三沢市、百石町及び八戸市(ただし、八戸市大字鮫町宇白浜、宇深久保、宇種差、宇法師浜、宇大久喜及び大字金浜を除く)
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
本漁業権漁場内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一の漁業権種類であって、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する者に係る知事の許可に基づき操業を受諾しなければならない。

- 1 公示番号 東共第51号  
 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	かわい刺網漁業	1月 1日から12月31日まで
	たら刺網漁業	11月 1日から翌年3月31日まで
	えぞぼらかい籠漁業	1月 1日から12月31日まで
第 2 種 共同漁業	たご籠漁業	"
	かに籠漁業	"
	そい・あいなめ籠漁業	"
(2) 漁場の位置		青森県三沢市、百石町、八戸市及び階上町地先
(3) 漁場の区域		次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びビアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点第1号 (青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した標柱) から磁針方位78度30分6、000メートルの点  
 イ 基点第3号 (青森県八戸市大字鯉町字小舟渡平と字日蔭沢との境に設置した標柱) から真方位54度30分4、500メートルの点  
 ウ ヨ (基点第6号 (青森県上北郡百石町字下川原24番地の1に設置した標柱) から真方位67度30分215メートルの点) から真方位67度30分5、200メートルの点  
 エ 基点第7号 (青森県上北郡百石町と三沢市との境に設置した標柱) から真方位67度30分5、600メートルの点  
 オ 基点第8号 (青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森13番地に設置した標柱) から真方位354度30分364メートルの点から真方位82度30分の直線上の高瀬川右岸州先に設置した標柱) から真方位82度30分3、700メートルの点  
 カ 基点第8号から真方位82度30分2、000メートルの点  
 キ 基点第7号から真方位67度30分2、200メートルの点  
 ク ヨから真方位67度30分2、200メートルの点  
 ケ 基点第5号 (青森県八戸市大字河原木と大字市川町との境に設置した標柱) から真方位57度2、200メートルの点  
 コ 八戸港蕪島防波堤灯台から真方位267度920メートルの点から真方位326度1、000メートルの点  
 サ メとキを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点

- シ ト (青森県八戸市大字鯉町字盲久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱) から真方位351度30分1、500メートルの点  
 ス トから真方位53度30分2、000メートルの点  
 セ 基点第3号から真方位54度30分1、500メートルの点  
 ソ チから真方位50度30分1、800メートルの点  
 タ 基点第1号から磁針方位78度30分3、000メートルの点  
 チ ヅから真方位7度30分330メートルの点  
 ツ チから真方位81度30分400メートルの点  
 テ 基点第2号 (青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱) から真方位63度30分300メートルの点  
 ナ ムから真方位327度20分2、440メートルの点  
 ニ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点  
 ニ イとウを結ぶ線とのニからウに対し2、000メートルの点  
 ノ メとヤを結ぶ線上メから4、200メートルの点  
 ハ メとモを結ぶ線上メから3、880メートルの点  
 ヒ メとヤを結ぶ線上メから3、500メートルの点  
 フ メとモを結ぶ線とケとコを結ぶ線との交点  
 ヘ メとモを結ぶ線上メから2、040メートルの点  
 ホ メとヤを結ぶ線上メから2、200メートルの点  
 ヤ メとヤを結ぶ線上メから1、880メートルの点  
 ミ メとモを結ぶ線上メから1、740メートルの点  
 ム メから真方位6度1、440メートルの点  
 メ 日出岩 (3、3メートル) (北緯40度32分36秒、東経141度34分12秒)  
 モ 五戸川河口右岸 (北緯40度35分19秒、東経141度28分32秒) から真方位90度1、000メートルの点  
 ヤ モから真方位90度1、270メートルの点  
 ユ トから真方位297度30分1、800メートルの点

- 3 免許予定日  
 4 申請期間  
 5 関係地区  
 6 その他

平成15年9月1日  
 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
 青森県三沢市、百石町、八戸市及び階上町

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成25年8月31日までとする。  
 (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 ① 本漁業種漁場区域内において、本漁業の免許の日以前1ケ年の間における許可と同一の漁業種類であつて、その許可内容の操業区域及び操業期間の範囲内において操業する

者に係る知事の許可に基づき、操業を受諾しなければならない。

② 次のサ、シ、ム、ナ、ニ、ヌ、ネ、ハ、ヒ、ヘ、ホ、マ、ミ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域にあつては、船舶の航行を妨げてはならない。

サ メとモを結ぶ線とユとシを結ぶ線との交点

シ ト (青森県八戸市大字蛟町宇下旨久保25番地恵比須浜岩礁に設置した標柱)

ム から真方位351度30分1, 500メートルの点

ナ ムから真方位6度1, 440メートルの点

ニ ムから真方位327度20分2, 440メートルの点

ヌ イとウを結ぶ線とナから真方位35度の線との交点

ネ イとウを結ぶ線上のニからウに對し2, 000メートルの点

ハ メとヤを結ぶ線上メから3, 200メートルの点

ヒ メとモを結ぶ線上メから3, 500メートルの点

ホ メとモを結ぶ線上メから3, 240メートルの点

マ メとヤを結ぶ線上メから2, 200メートルの点

ミ メとモを結ぶ線上メから1, 880メートルの点

サ メとモを結ぶ線上メから1, 740メートルの点

③ かしい刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 東定第1号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市四川目地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第1号 (青森県三沢市港町一丁目にある三沢市漁港基  
部から真方位346度30分29.50メートルの点に設置した標柱)  
から真方位76度35.00メートルの点) から真方位346度40.0  
メートルの点  
イ オから真方位166度40.0メートルの点  
ウ カ (基点東定第1号から真方位76度26.00メートルの点) から  
真方位166度50.0メートルの点  
エ カから真方位346度50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。  
い。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間においては  
縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレシーダー反射板を水面上1.5メ  
ートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させな  
ければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこ  
れに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第2号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県三沢市砂森地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ (基点東定第2号 (青森県三沢市大字三沢字浜通145番地にあ  
る塩釜灯台中心点から真方位358度30分24.00メートルの点に  
設置した標柱) から真方位83度34.00メートルの点) から真方位  
353度40.0メートルの点  
イ オから真方位173度40.0メートルの点  
ウ カ (基点東定第2号から真方位83度25.00メートルの点) から  
真方位173度50.0メートルの点  
エ カから真方位353度50.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県三沢市
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。  
い。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間において  
縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレシーダー反射板を水面上1.5メ  
ートル以上の高さに設置し、夜間においては電灯その他の照明装置を設置し発光させな  
ければならない。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこ  
れに従わなければならない。

1 公示番号 東定第3号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(基点東定第3号(青森県上北郡六ヶ所村大字出戸、むつ小川原港港湾区域北端から海浜に沿い500メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位90度30分2300メートルの点)から真方位0度30分400メートルの点

イ オから真方位180度30分400メートルの点

ウ カ(基点東定第3号から真方位90度30分1400メートルの点)から真方位180度30分50メートルの点

エ カから真方位0度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹梁、大字尾紋及び大字出戸
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元けに連接して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第4号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森地先(通称猿ヶ森漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア オ(基点東定第4号(青森県下北郡東通村大字尻労と大字猿ヶ森との境から1500メートル南側の点に設置した標柱)から真方位112度30分2350メートルの点)から真方位22度30分400メートルの点

イ オから真方位202度30分400メートルの点

ウ カ(基点東定第4号から真方位112度30分850メートルの点)から真方位202度30分50メートルの点

エ カから真方位22度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字猿ヶ森
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元けに連接して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第5号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いか定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先(通称小沼川漁場)
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第5号(青森県下北郡東通村大字尻労字小沼川尻から1100メートル南側に設置した標柱)から真方位102度30分2350メートルの点)から真方位12度30分400メートルの点
  - イ オから真方位192度30分400メートルの点
  - ウ カ(基点東定第5号から真方位102度30分1050メートルの点)から真方位192度30分50メートルの点
  - エ カから真方位12度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

- 1 公示番号 東定第6号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

- (2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻労地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ(基点東定第6号(青森県下北郡東通村大字尻労字下堀川たがとぐら岩に設置した標柱)から真方位113度30分2050メートルの点)から真方位23度30分400メートルの点
  - イ オから真方位203度30分400メートルの点
  - ウ カ(基点東定第6号から真方位113度30分1200メートルの点)から真方位203度30分50メートルの点
  - エ カから真方位23度30分50メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日
  - 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
  - 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻労
  - 6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。
- (2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び両端並びに垣網の元付に接続して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。



1 公示番号 東定第7号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・まぐろ・ます定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県下北郡東通村大字尻屋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第7号 (青森県下北郡東通村大字尻屋字カシリの海浜に設置した標柱) から真方位98度30分2350メートルの点) から真方位8度30分400メートルの点
- イ オから真方位188度30分400メートルの点
- ウ カ (基点東定第7号から真方位98度30分1050メートルの点) から真方位188度30分50メートルの点
- エ カから真方位8度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県下北郡東通村大字尻屋
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元けに連接して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ③ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東定第8号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	さけ・ます・いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県むつ市大字関根地先 (通称 関根漁場)

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア オ (基点東定第8号 (青森県むつ市大字関根古基川尻に設置した標柱) から真方位42度30分4500メートルの点) から真方位312度30分400メートルの点
- イ オから真方位132度30分400メートルの点
- ウ カ (基点東定第8号から真方位42度30分2500メートルの点) から真方位132度30分50メートルの点
- エ カから真方位312度30分50メートルの点

- 3 免許予定日 平成15年9月1日
- 4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで
- 5 地元地区 青森県むつ市大字関根
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 漁場の区域内に敷設する漁具は1ヶ統に限る。
- ② 垣網の網及び土俵等海中にある定置漁業施設は漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ③ 当該定置網の身網の沖側中央部及び河端並びに垣網の元けに連接して昼間にあつては縦、横50センチメートル以上の赤色布地の標識及びレーザー反射板を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならぬ。
- ④ 再生産親魚の確保のため、知事が操業の停止もしくは親魚の提供を指示した場合はこれに従わなければならない。

1 公示番号 東区第1号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字種、字道仏及び字小舟渡地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第1号(青森県三戸郡階上町大字道仏字廿一、階上灯台基部に設置した標柱)から真方位347度30分640メートルの点
  - イ 基点東区第1号から真方位328度550メートルの点
  - ウ 基点東区第1号から真方位320度30分1640メートルの点
  - エ 基点東区第1号から真方位327度30分1660メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
5 地元地区 青森県三戸郡階上町  
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びエの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。

1 公示番号 東区第2号  
2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 青森県三戸郡階上町大字道仏字大蛇、字荒谷及び字疾久保地先  
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点東区第3号(青森県三戸郡と八戸市との境の北の川尻に設置した標柱)から真方位66度30分1040メートルの点
  - イ 基点東区第2号(青森県三戸郡階上町大字道仏字疾久保と字種との境に設置した標柱)から真方位37度850メートルの点
  - ウ 基点東区第2号から真方位28度30分460メートルの点
  - エ 基点東区第3号から真方位78度30分640メートルの点
- 3 免許予定日 平成15年9月1日  
4 申請期間 平成15年3月17日から同年6月16日まで  
5 地元地区 青森県三戸郡階上町  
6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。  
(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

- ① 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても漁場区域の範囲内に敷設しなければならぬ。
- ② アの点及びイの点に、昼間にあつては、縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置し発光させなければならない。